

令和3年6月第2回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 令和3年6月10日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
総 務 部 参 事		片 岡 和 久
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一

財 政 課 長 和 田 暢 祥
国 保 年 金 課 長 石 井 健 一
高 齢 者 福 祉 課 長 飛 田 雅 章

・連絡員

秘 書 広 報 課 長 田 中 和 彦
農 政 課 長 相 川 幸 法
社 会 福 祉 課 長 堀 越 和 則

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加 曾 利 佳 信
教 育 次 長 関 貴 美 代

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日 野 原 広 志
副 主 幹 須 賀 澤 勲
主 査 渋 谷 佳 子
主 査 嘉 瀬 順 子
主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

令和3年6月10日（木）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第14号

質疑

議案第1号から議案第6号

委員会付託省略、討論、採決

議案第7号から議案第14号

委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

次に、国保年金課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○国保年金課長（石井健一君）

議案第10号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに係る議案説明資料について、訂正させていただきます。

議案説明資料は50ページ、51ページとなります。

お配りいたしました資料のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料、税の減免についてですが、同じ表題で令和3年6月2日付で、下線の箇所について、10分の8が10分の10に、10分の4が10分の6に、10分の2が10分の4に、新たに国民健康保険税減免総額に対する財政支援の額が追記されましたので、議案説明資料の差し替えをお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号から議案第14号を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申合せにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、質疑は一問一答、同一議題につき2回までとなっております。また、上程された議案についての質疑でありますので、議題外にその範囲が広がらないようお願いいたします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算について、質問いたします。予算書の9ページをお願いいたします。

2款1項7目、公共交通対策費について、お伺いします。

負担金、補助金及び交付金について、この間の運営状況及び利用状況について、伺います。

○総務部長（會嶋禎人君）

初めに、過去3年間の経常収支の状況でございますが、平成29年度が約400万円の赤字、平成30年度が約430万円の赤字、令和元年度が約350万円の赤字となっており、直近の令和2年度、決算見込みになりますけれども、こちらですと約490万円程度の赤字ということで、赤字幅が増加しております。

次に、年間利用者数ですが、平成29年度が1万4千879人、平成30年度が1万4千265人、令和元年度が1万4千636人で推移しておりましたが、令和2年度は9千670人と、大きく減少している状況でございます。

○京増藤江君

令和2年度が大きく減っている状況なんですけれども、これが経営状況の悪化に大きく影響していると思うんですが、利用状況の悪化についてはコロナの影響はどうだったのか、また路線バスの運営については、特に地方では大変だと思うんですが、国の補助金の推移はどうか、お伺いします。

○総務部長（會嶋禎人君）

これはバス事業者全体に言えることだと思うんですが、今回のコロナ禍によりまして影響が多々出ているということは事実だと思います。実際に今回の補助金の対象としている路線でコロナの影響がどのくらいあるのかということまでは、業者からも報告はいただいておりませんが、少なくとも学校が休んでいる間ですとか、あとはお仕事がリモートになった影響ですとか、その辺もありますので、少なからず影響はあったものと考えております。

○京増藤江君

地方のバス会社の運営というのは私は本当に大変だというふうに思います。国の補助金なしでは、とても増額なしには当たり前前の運営はできないだろうというふうに推察されるんですが、今回の八街市による400万円の増額によって、経営状況はどの程度改善される見込みなのか、お伺いします。

○総務部長（會嶋禎人君）

今回の補助金の交付額ですが、八街循環線の収支差の赤字相当額、あるいは400万円を上限として交付することになります。ですので、会社全体の経営がこれによってどうこうということではなくて、あくまで八街循環線の運航を維持していくためのものでありますので、これら赤字額が一部補填されるということで、当分の間の運航は維持されるものと考えております。

○京増藤江君

これは本当に当面の、八街市の住民の皆さんの足を確保するための、そういう補助金だというふうに思いますが、先ほども申し上げたんですけれども、やはり国の補助金なしでは今後もやっていけない。そして、バスというのは、私は足を確保するためにはなくてはならないものであり、今回、八街市が補助金を出すということは、八街市の責任を当面果たしていくということになると思うんです。

今後ですけれども、国の補助金、やはりバス会社が運営できるような、そういう補助金をきち

んと要求していく必要があると思うんですが、この辺については市長会などではどのように取り組んでおられるのか、市長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（會嶋禎人君）

これは会社の運営上での国の補助金ですとかというところのお話になりまして、八街市を通してどうのこうのということではございません。実際、このバスにかかわらず、生活路線という形では、やはり公共団体には少なからず関連しておりますので、生活路線という意味で、国の方へは市長会なりなんなりというところから、市民を守るという立場からの要求はしていることと思います。

○京増藤江君

市民の足を守るということと同時に、地域の公共交通をしっかりと守り、発展させていく、そういう方法が必要だと思うんです。といいますのは、やはり公共交通、バスの利用が増えることによって、マイカーが減る可能性もある、これからの温暖化防止策としても、私は国の責任をしっかりと問うていく必要があると思います。

2019年度の温暖化による台風被害を絶対に忘れることはできないわけですから、公共交通が温暖化防止策になる、そのような施策として私はしっかりと取り組んでいってほしい、そういう面から、八街市のことだけではなくて、地域公共交通をどうするのか、印旛郡内のこと、また千葉県内のことで、私は市長にもしっかりと要望していただきたいと思うんです、国に対して。そういうことをお願いしておきたいと思います。

○議長（鈴木広美君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告の順に従いまして質問いたします。

まず、議案第6号でございます。専決処分の承認を求めることについてということで、内容は低所得者の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付事業についてであります。

まず、給付について、給付対象者は800世帯、1千340人とあるわけですがけれども、それぞれ、高校、中学生、小学生、幼児の対象の人数はどのぐらいあるのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

小学生、中学生、高校生別に対象者の人数ということでございますけれども、給付対象者のうち、未確定ではございますが、令和3年度の課税情報を基にいたしました非課税世帯にかけます18才未満のお子様、959人を算出した数字でご回答させていただきます。

このうち、0歳から6歳までの就学前児童につきましては315人、32.9パーセント。それから、7歳から12歳までの小学生で377人、39.3パーセント。13歳から15歳までの中学生で193人、20.1パーセント。あと、16歳から17歳までの高校生で74人、7.7パーセントといったような構成比になっております。

○丸山わき子君

今の数字から、就学援助を受けている世帯は大体網羅されているのかなというふうに思うわけなんですけれども、令和2年度の給食費の滞納状況を見ますと、困窮家庭への支援が必要となっている。非課税世帯のみならず、今かなり困窮世帯の幅が広がっているわけで、そういった点では低所得者子育て世帯だけではなくて、市独自にプラスアルファした、世帯への支援も必要ではなかろうかというふうに思うわけなんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今回の給付金の対象者につきましては、いわゆる家計が急変された世帯というところも給付対象者になっております。家計急変者につきましては、おおむね270人程度を給付の対象というふうに見込んでおりますので、こういった方々への周知等につきまして、万全を期してまいりたいというふうに考えます。

○丸山わき子君

急変家庭の270人を対象にしているということのようなんですけれども、はっきり言って1回ぼっきりなんです。給食費というのは、毎月、毎月の負担になってくるわけです。そういった点では、やはり困窮する家庭への支援というのを新たに検討していくべきではないかというふうに思います。

それから、既に今、部長の方からも答弁がございましたけれども、コロナ感染症の影響を受けて家計が急変している世帯に対して、当然、申請が必要となってくるわけなんですけれども、該当者に対する周知、この制度の周知はどのようになさるのか、その辺について、伺います。

○市民部長（吉田正明君）

周知というご質問でございますけれども、積極的な支給対象者、いわゆる令和3年4月分の児童手当あるいは特別児童扶養手当を受給されている方で市民税均等割が非課税である方、こちらの方につきましては、今月中に個別にチラシの方を送付させていただく予定でおります。

それから、市民課で出生届を出された方につきましては、子育て支援課におきまして児童手当の手続をしていただけるよう、ご案内をしているところでございますが、この際に給付金制度につきましても担当課の方で説明させていただきたいというふうに考えております。

また、ご質問のございました家計の急変者というところでございますけれども、この辺につきましては市のホームページあるいは広報への掲載、また窓口の方でこの辺の給付金関係の資料を設置するなど、できる限りの媒体を活用しました中で、情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

今、情報発信に全力で取り組むんだということのようなんですけれども、特に家計が急変した世帯に対して、受付期間というのはいつからいつまでを設定しているのか、その辺はどう

为什么呢。

○市民部長（吉田正明君）

この給付金関係の申請期間につきましては、令和4年2月28日、来年の2月28日までということになっております。

○丸山わき子君

来年まで期間があるということのようなので、ぜひとも漏れのないよう対応いただきたいということをお願いいたします。

次に、議案第10号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

まず、減免についてなんですけれども、減免の対象は、どのぐらい対象世帯が見込まれるのか、その辺について、お伺いいたします。

○国保年金課長（石井健一君）

初めに、令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免状況について申し上げますと、対象とする保険税は令和2年2月以降の納期の分、令和元年度、8期分以降の保険税となりまして、令和元年度分保険税が136件、295万5千500円、令和3年度分保険税が165件、2千660万4千900円、合わせて166件、2千956万400円の保険税減免を実施しております。

令和2年度の保険税減免は、コロナの影響のなかった令和元年中の収入と、影響を受けた令和2年中の収入見込額との比較のため、減免対象世帯数が多くなった要因と思われます。今年度実施いたします保険税減免は、コロナ禍の影響を受けた令和2年中と令和3年中の収入見込額との比較となります。また、令和3年度保険税は令和2年所得に応じた保険税が算定されるため、令和2年度に保険税減免を行った方は所得減少を反映した保険税が算定されますので、保険税対象世帯数となりますと令和2年度よりは減少するものと考えております。

○丸山わき子君

前年度よりも減少するというような答弁がございました。

2点目には、倒産、解雇などで非自発的に失業された市民への対応についてなんですけど、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○国保年金課長（石井健一君）

倒産や解雇など、事業者の都合によって離職された非自発的失業者の方へは2年間、前年の所得を100分の30とみなして算定する保険税の軽減を実施してまいります。

令和2年度の軽減件数を申し上げますと161件で、令和元年度は68件でしたので、93件、2.4倍の増加となっております。

本軽減制度の適用は、ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証の離職要因による軽減の可否で判断しており、該当者は新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免より優先して本制度を適用させていただいております。

また、本軽減制度の適用とならない失業者で、離職理由がコロナ禍の影響によるもので、かつ、基準以上の収入減少が見込まれる方は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税

減免で支援する運用をしております。

この非自発的失業者への保険税制度や、コロナ禍による所得の減少に伴う保険税減免制度の周知につきましては、7月に通知する国民健康保険税納税通知書に同封する保険税制度周知用パンフレットで案内するとともに、市ホームページや広報にて広く周知を行い、本制度を必要とする方に広く申請していただきたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ制度の周知を、せっかくある制度ですので、徹底していただきたい。せっかく周知するんですが、大変分かりづらい。分かりづらい周知だと、本当にそんなの、ありましたかと。今までも、そうなんですかと、そういった市民からの話もありますので、ぜひ周知するからには本当に分かりやすい、そうした内容にさせていただくことをお願いしたいというふうに思います。

それから、特別調整交付金について、先ほど課長の方から、国からの財政支援について見直しされた旨の報告があったわけですが、しかしながら市町村調整対象需要額が3パーセント以上は全額が国負担だと。しかし、1.5パーセント以上は10分の6、また1.5パーセント未満は10分の4ということで、市費負担が発生してくるわけですね。

国保制度というのは国の制度なので、当然、コロナという非常事態の中では国が責任をもって対応しなければならないというふうに思うわけなんですけど、この辺について、国に対して全額を国で対応しなさいという要求をしていくべきではないかというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○国保年金課長（石井健一君）

令和2年度は国民健康保険税額の6割を国民健康保険災害等臨時特例交付金で、残りの4割を特別調整交付金で財政支援されたところをごさいますて、令和3年度につきましては、今おっしゃいましたとおり、特別調整交付金で4割の財政支援をすることになると思われま。

これにつきましては、保険税総額が財政調整需要額の1.5パーセント未満の場合は、その4割をということで、本市の場合、昨年度の実績を見ますと、調整対象需要額に占める減免総額の割合は1.1パーセントとなりますので、恐らく、この基準で行くと4パーセントの財政支援の額になると思います。

この減免につきましては、市の国民健康保険税条例に基づく減免でもありますが、国の指針に基づく減免でもございますので、国民健康保険財政運営の責任主体であります千葉県や国に対して、昨年度と同様の財政支援を要望してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひこの財政支援を要望していただきたい。市長会の中でも、こういった問題は大変大きな問題になっているというふうに思います。そういう点で、積極的な取組をお願いしたいということを申し上げておきます。

次に、議案第11号の八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは証明書をコンビニ交付していくという内容なんですけれども、印鑑登録証明の交付に

ついて、どのぐらいの利用を見込んでいるのか、交付率はどのぐらいを見込んでいるのか、その辺は検討されていますでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

コンビニ交付した場合におけます印鑑登録証明書の交付見込みでございますけれども、先行して導入しております近隣市町村の状況等も勘案した中で考えますと、令和3年度におきましては10月以降にコンビニ交付を実施した場合に、おおむね、八街市といたしましては利用件数が300件程度、このうち住民票の取得において180件、印鑑証明書におきまして120件程度という見込みを立てているところでございます。

○丸山わき子君

そうしますと、交付率から行くとかなり、10月からということのようなので、少ないとは思いますが、新年度予算ではコンビニ交付の運営費が1千374万円ということで予算計上されているわけなんですけれども、300件程度となりますと、単価的には大変高い、1枚あたりの利用に関してかなり高い、1枚あたりの利用状況になろうかということで、大変これは疑問を感じるところであります。

それから2点目に、利用できるコンビニ、市内全てのコンビニで利用できるのかどうか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

コンビニ交付におきましては、マルチコピー機を設置してありますコンビニじゃないと利用できないということになるわけなんですけど、市内にございますコンビニの設置状況を確認しましたところ、市内のコンビニにおいては、全部のコンビニエンスストアで38店舗、それからスーパー等の大型店舗の方に3店舗、マルチコピー機がございました。したがって、市内でご利用いただけますコンビニあるいは大型商業店舗ということになりますと41店舗という形で捉えております。

○丸山わき子君

マルチコピー機は38店舗のコンビニがあって、全てに設置されているということでよろしいわけですね。

○市民部長（吉田正明君）

コンビニエンスストアはいろいろございますが、セブンイレブンは本市で行きますと18店舗、ローソンにおいては13店舗、それからファミリーマートで6店舗、ミニストップが1店舗と、4つのコンビニエンスストアについては確認できております。

○丸山わき子君

ちょっとよく分からないんですけども、市内全てのコンビニで利用できるかどうかは分からない。ちょっと分からないんですが。

利用時間と手数料について、お伺いいたします。

コンビニは何時から何時まで利用できるのか、また手数料については窓口とどのような差があるのか、ないのか、その辺について、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

利用していただける利用時間帯でございますが、午前6時30分から23時、午後11時までということになります。

それから、発行におけます手数料につきましては、窓口の方の交付料金と同じで、印鑑証明書については1件あたり300円の手数料をお願いするということになります。

○丸山わき子君

いろいろ今お話を伺って、答弁を伺ってきて、令和元年度の決算から住民票、印鑑登録、戸籍謄本、抄本、約6万件強の取扱いが窓口でされているわけなんですけれども、市民1人あたりの住民票は1年6か月に1回の利用だと。それから、印鑑登録証明は2年6か月に1回の利用、それから戸籍謄本、抄本は4年3か月に1回の取得というようなことです。本当に経費を考えれば、市民にとって本当にメリットと言えるかどうか、大変疑問を感じる内容であるというふうに私は思うところであります。

次に、議案第12号の八街市クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結についてであります。

請負契約について、28億円での仮契約となったわけですが、今後3年間の工事となり、契約の中では検収基準をどのように設定しているのか、その辺についてお伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今回の工事に関しての引渡しの方法と検査の関係について、お答えさせていただきます。

本工事は、ごみ焼却を不断に継続するという課題を達成する必要があり、ごみ焼却施設内の多くの設備を改良いたしますが、そのうち焼却炉につきましては2炉を別々に着工いたしまして、1炉を改良後、別の炉を着工するため、部分引渡しとなり、検査は部分引渡しの都度及び年度末に行うこととなります。

なお、該当工事につきましては、受注者側の現場代理人のほかに、施工管理業務委託契約を別途行い、発注者側から施工状況確認を、本市職員とともに行ってまいります。具体的には、現場では工事施工の安全確保と工程の厳守及び施工方法、使用資材の量、質、施工制度並びに施設の性能等について、確認し、工場検査におきましては製作製造された機械、電気等の重要な機器類につきましては、設計図書及び承諾図に基づき、所定の検査、試験に立会いをするものでございます。また、試運転に対しましては事前、事後、打合せ及び運転立会いを行うものとしたしまして、発注仕様書で定められた性能保証事項につきまして、その結果を確認することとなっております。

○丸山わき子君

今、本体はユニチカが施行していて、改修工事はまた別の会社が入るという点で今後いろいろと問題点が出てくるのかなという感じがしないでもない。そういった点での検収基準を今伺ったところであります。

それと、今一つは瑕疵担保責任についてであります。検収基準を満たしていても、一定期間後に瑕疵が発覚した場合、請負人の責任範囲、期間について、どのように取決めをしているのか、その辺について、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

昨年度から改正民法が施行されまして、瑕疵担保責任から契約不適合責任に見直されております。当工事の請負契約に使用いたしました本市の契約約款及び仕様書におきましても、改正対応済みとなっております。なお、種類、品質におきましては、契約内容に適合しない場合は履行修補請求ができ、履行できない場合は代金減額請求ができるものとなっております。また、工事着手ができない場合等は、契約解除権が付与されております。なお、その場合には損害賠償請求ができるものとなっております。

瑕疵担保請求は引渡しから1年以内でしたが、通常使用に伴う一般的修繕に相当する部分は2年間、またはその事実を知ってから1年間の、どちらか短い方が請求期限となり、重大な契約不適合につきましては、引渡しから10年間、またはその事実を知ってから5年間の、どちらか短い方が請求期限となり、本契約の仕様書に明記されております。

○丸山わき子君

私がこれをしつこくお伺いするのは、この間、児童館の建設にあたっては非常に残念な対応をせざるを得なかったという点で、こういったことがないように、改修事業であっても、金額は大変多額であります。慎重な対応を取っていただきたい。このことを申し上げておきたいと思います。

それから、クリーンセンター施設の延命化計画なんですけれども、施設整備により改良後10年以上の延命化を図るとしているわけですが、ここではいかにごみを燃やさないかの取組にどれだけ取り組むかが問われているのではないかと。しかし、延命化計画の中で、ごみ減量化の問題については触れられていないので、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今回の改修計画を行うにあたり、八街市循環型社会形成推進地域計画を策定いたしまして、一般廃棄物等の発生抑制の目標を設定し、基準年の平成29年度に対し、目標年となる令和7年度の生活系排出量1万8千906トンから2千99トン、11.1パーセント削減し、1万6千807トンと位置付けております。これを資源ごみを除いた一般市民1人1日あたりの排出量に換算しますと、618グラムから41グラム、6.6パーセント削減し、577グラムを見込むものでございます。

目標の達成状況といたしましては、平成31年度につきましては大雨等の被害により約1万8千607トン、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による、いわゆるステイホームによる影響で約1万9千238トンと、2年連続の増加となっておりますが、計画に掲げ

ました目標に向け、様々な創意工夫をすることで達成したいと考えております。

また、現八街市一般廃棄物処理基本計画は令和7年度が終期となっておりますので、令和8年度以降、新たな計画を策定する際には、市民の皆様の意見を伺い、さらなる減量化やリサイクル率の向上に資するよう、努めてまいりたいと考えております。

なお、昨年度に策定いたしました八街市クリーンセンター長寿命化総合計画は、循環型社会形成推進交付金活用の要件となるため、令和16年度を延命化目標年次に掲げ、基幹的設備改良工事实施の有無によるライフサイクルコストを比較し、約10億円の経費削減と3パーセント以上のCO₂の削減を位置付けております。

○丸山わき子君

延命化計画の中ではごみ減量化は決して無視していませんよ、取り組んでいますよという答弁だったわけですがけれども、この間の台風やコロナによって、ごみの量が残念ながら減量ではなくて増えてしまっているという事実もあるという答弁でございました。

これからは、やはりごみの大幅削減を基本に据えた、よりよいごみ行政を目指していくという点では住民と自治体の協力、まさに市民協働の取組を、本当に一緒に取り組んでいくんだという方向をぜひ示していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次に、議案第14号、令和3年度一般会計補正予算についてであります。

敬老事業の内容について、お伺いするわけなんですけれども、当初予算編成時に見直しを求めるといった内容があったと思うわけですがけれども、どのような事業となるのか、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

敬老事業につきましては、コロナ禍で人が集まるのが難しい状況であること、またこれまでの敬老会におきまして、対象者全員の方に参加していただくことが非常に難しい状況であるということから、今年度につきましては75歳以上の方に対しまして、メッセージを添えてお祝いの品をお贈りするということで、当初予算の段階におきましては1人あたり500円分のクオカードをお届けする経費を計上させていただいたところでございます。

その後、この事案につきましては見直しを検討した中で、お贈りするお祝いの品につきましては、お一人あたり500円から1千円に変更するというので、その追加費用につきましては今回、補正の方をお願いするものでございます。

○丸山わき子君

今回は1千円にしたと。1千円の内容はクオカードでよろしいでしょうか。

クオカードは何店舗、市内の何店舗で利用できるのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

クオカードの利用先ということでございますけれども、想定されます主な利用先となりますと、やはりコンビニエンスストアになろうかと思っております。コンビニにつきましては、市内に40か所以上ございますので、かなり皆さんの比較的身近な場所で気軽にご利用いただけるものではないかというように考えているところでございます。また、このほか、店舗の方は

限定されることとなりますけれども、ドラッグストアなどでもご利用いただけるところが一部あるということでお聞きしております。

○丸山わき子君

日本共産党は、敬老事業に関しても地域が元気になる、そういった取組と併せて取り組んだらいかがかという提案をしてきたところでもあります。変異株の広がりの中で、第4波の感染の収束は見えず、長期化しているわけです。事業者の経営への影響は本当に深刻化しているわけですね。この4月からは新しい生活様式補助事業として環境衛生商品などの購入への支援が始まっているわけですが、さらなる支援が必要だと。なぜこうした機会に地域全体が潤う取組ができないのか。その辺については、どうでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

確かに丸山議員の方からは以前より、敬老事業はクオカードではなくて、以前に行いました商品券のような形で、市内の各事業者にもそういった潤いが与えられるような事業を考えられないのかといったご提案はいただいていたところでございます。こちらの内容につきまして、我々も検討したところがございますけれども、商品券といったような事業を行うこととなりますと、確かに1度行ったノウハウはございますが、また一から商品券のデザインとか印刷、あるいは協力店の募集等々の事務、またこういった内容につきましては担当課の方では現状としてなかなかやりきれないということもございますので、やはり同じように委託せざるを得ないということになりますと、そこに新たな費用が発生してくるというようなことがございまして、本年度はとりあえずクオカードの金額をちょっと上げさせていただいて実施したいということで計画させていただいたところがございますので、ぜひご理解いただければと思います。

○丸山わき子君

前年度の商品券に関しましては約700店舗を超す市内の事業者が活用できたと、市民の皆さんが利用できたわけですね。今回はコンビニと一部のドラッグストアで40か所プラスアルファの店舗しか利用できない。そういう点では、やはり地域の事業者にとっては大変不公平であると思いますし、それから地域経済波及効果を考えたときに、もっともっと広がりを研究した取組も必要ではなかったか。その辺について、まだまだ検討する余地があるんじゃないかというふうに思いますけれども。

市長にお伺いいたします。地域経済波及効果が今は本当に必要なんですよね。前回の商品券の活用については、多くの事業者の皆さんからも大変好評だったんです。いろいろほかにもプラスして買っていただけたよとか、こういう制度は本当に助かりますねと、大変好評だった。そういった声を活かした、今のコロナの時期ですから、そうした取組をぜひ進めていくべきではないかなと。高齢者事業をきっかけに、さらに広げた取組ができるんじゃないかというふうに思いますが、その辺について、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今、担当部長の方からクオカードになった経緯につきまして、るる、ご説明があったという

ふうに思っております。併せまして、私どもも地域経済の活性化ということで、国へかなりの要望をしております。全国市長会でも新型コロナウイルス感染症対策に関する決議として、国に対しまして地域経済対策の支援を要望しており、全国市長会、千葉県市長会を通しまして、ぜひ地域経済活性化のために必要な施策を講じるよう、強く要望しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○丸山わき子君

確かに今、国に対して要望を上げていくことは本当に大切なことだと思います。しかしながら、八街市が取り組むこういった問題でも、きめ細かな取組を。やはりこういった取組は、本当に今、辞めようか、どうしようかと考えている事業者を励ますことになるんです。こんなに市も頑張ってくれているんだと。決して市民の皆さんも、八街市にお金が余っているとは思っていません、本当に大変なんだと、そういう市民の方は多いわけです。そういう中で、こういった必死に頑張る事業者を後押しする、一部の事業者じゃなくて、本当に市内の隅々まで希望する事業者、手を挙げる事業者の支援をしていく、こういった公平な取組が今求められていると思います。大変なときだからこそ、求められていると思います。ぜひ、これは見直しをしていただきたい。このように思います。

最後に、八街商工会議所会館の耐震改修工事についてなんですけれども、これは373万2千円ということのようなんです、工事費と補助率はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

八街商工会議所会館の耐震改修工事にあたりまして、国等の補助制度について調査いたしました。そうしたところ、国の補助メニューであります社会資本整備総合交付金を活用する住宅建築物安全ストック形成事業が該当するものと判断いたしました。八街商工会議所におきましては、今年度中に工事を実施する計画であるため、この補助金の申請は行えませんが、本来、国庫補助を活用した場合の市の負担割合となります対象工事費、23パーセントのうち、市が負担する部分は2分の1となりますので、11.5パーセントとなります。これを適用し、現時点で出ております工事見積額3千245万円の11.5パーセントにあたります373万2千円を計上させていただいたところでございます。

○丸山わき子君

373万2千円という大きな補助金となるわけですけれども、補助交付について何か条件は出されたのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

補助金交付要綱の方を定めまして、耐震工事に係る経費につきまして、予算要求いたしました額を限度額として行う予定でおります。

○丸山わき子君

分かりました。

以上で終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。

議案第1号から議案第6号の専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

議案第1号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第1号の討論を終了いたします。

次に、議案第2号についての討論を許します。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第2号の討論を終了いたします。

次に、議案第3号についての討論を許します。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第3号の討論を終了いたします。

次に、議案第4号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第4号の討論を終了いたします。

次に、議案第5号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第5号の討論を終了いたします。

次に、議案第6号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第6号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例等の一部改正）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部改正）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正）を採決いたします。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第4号は承認されました。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度八街市一般会計補正予算）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第5号は承認されました。

次に、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度八街市一般会計補正予算）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第6号は承認されました。

議題となっています議案第7号から議案第14号を、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第2、休会の件を議題といたします。

明日6月11日から21日までの11日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。6月11日から21日の11日間を休会することに決定いたします。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月22日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を本会議場で開催しますので、お集まりください。

全員協議会終了後、議員親睦会総会を本会議場で開催しますので、関係する議員は本会議場にお集まりください。議員親睦会総会終了後、議会改革特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間、お疲れさまでした。

（散会 午前10時58分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第14号

質疑

議案第1号から議案第6号

委員会付託省略、討論、採決

議案第7号から議案第14号

委員会付託

2. 休会の件

.....
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例等の一部改正）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度八街市一般会計補正予算）

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度八街市一般会計補正予算）

議案第7号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 八街市クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結について

議案第13号 学校給食センター施設用備品（第二調理場食器洗浄システム）の購入について

議案第14号 令和3年度八街市一般会計補正予算について